

現場説明書

工 事 名	高雄ポンプ場1・2号送水ポンプ外1件改良工事
工 事 場 所	飯塚市 伊岐須・相田 地内
工 期	契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まで

記

- 1 本工事の施工にあたっては、本書、福岡県県土整備部（旧土木部）発行の土木工事共通仕様書、土木工事施工管理の手引き及びその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。
- 2 工程については、監督員と十分な打合せを行い、かつ、工期を厳守すること。
なお、施工中、疑義が生じた場合は、監督員に通知し指示を受けること。
- 3 設計図書になくとも技術上又は施工上必要と認められる事前調査（地下埋設物・家屋等の現況等）並びに軽微なものについては、監督員と協議し施工すること。
- 4 事前に設計図書に基づき工事区間の測量等を行い、結果について報告のこと。
- 5 施工にあたっては、災害防止に留意するほか、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定事業場に関する規定を遵守すること。
なお、施工に起因して事故等が発生した場合は、監督員に報告し、受注者の責任において一切を解決すること。
- 6 着手前に関係者及び地主等に工事の主旨を説明し、了承を得て着手すること。また、完成後は地主等の承諾を得て、苦情のないように後片付けを行うこと。
- 7 工事に伴う苦情は、監督員に報告し、速やかに処理すること。
- 8 受注者は、地場産業の育成を考慮し、本工事に係る関連工事等について、地元業者及び地場産業製品等を採用することを最優先すること。
- 9 工事の施工にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働災害の防止に努め、また、工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- 10 受注者は、請負金額に応じた建設業退職金共済掛金収納書を提出すること。ただし、受注者に独自の退職共済制度がある場合はこの限りではない。
- 11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 飯塚市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協

力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

12 配置技術者の直接かつ恒常的な雇用関係（入札執行日以前に3ヶ月以上。）を確認するため、監理技術者資格者証や健康保険被保険者証等の雇用が確認できる書類（原本の写し）を提出すること。

13 受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。

14 発注者はしゅん功検査後、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

15 主要二次製品は、承認願（図面・試験表・カタログ等）を提出し承認を得て使用すること。（変更の場合も同様とする）

16 建設リサイクル法（工事請負金額500万円以上のみ対象）

工事請負金額500万円以上の場合、「建設リサイクル法」対象工事のため、「建設リサイクル法」に必要な手続き等を遅滞なく行うこと。

17 工事着手に当たって、速やかに警察署長に道路使用許可申請書を提出し、許可を得、しかる後に施工すること。なお、許可証もしくはその写しを常時、現場に備えておくこと。

18 工事日報は、作業内容を的確にまとめ速やかに監督員に提出すること。

19 産業廃棄物の処理（1m³以上）を行った場合は、manifestのA票（正）、E票（正）を監督員に確認してもらい、E票の写しとmanifest集計表を提出すること。

20 本工事に関連する他工事とは、互いに協調のうちに工事を完了すること。

21 工事の資材及び建設機械等の管理には、特に注意し、破損、盗難及び物件人身事故がないよう配慮すること。